



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号外(14)

目次

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程…………… 3
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 4

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の表山形県立中央病院の項中

「

栄養給食室	
-------	--

」を「

栄養管理室	栄養管理係
-------	-------

」に、

「

	医事相談課	医事係、医学資料係
	栄養給食課	栄養給食係

」を

「

	医事相談課	医事係、医学資料係
--	-------	-----------

」に改め、同表山形県立新庄病院の項中

「

栄養給食科	
-------	--

」を「

栄養管理科	栄養管理係
-------	-------

」に、

「

事務部	総務課	庶務係、施設用度係
	医事経営課	会計係、情報企画係、 医事係
	栄養給食課	栄養給食係

」を

「

事務部	総務課	庶務係、施設用度係、 会計係、情報企画係
	医事相談課	医事係、院内感染防止 対策係

」に改め、同表山形県立河北病院の項中

「

栄養給食科	
-------	--

」を「

栄養管理科	栄養管理係
-------	-------

」に、

「

庶務係、栄養給食係
医事会計係、施設用度係、情報企画係

」を「

庶務係
医事経営係、施設用度係、情報企画係

」に改め、同表山形県立鶴岡病院の項中

「

栄養給食科

」を「

栄養管理科	栄養管理係
-------	-------

」に、

「

庶務係、施設用度係、会計係、栄養給食係、医事係

」を「

庶務係、施設用度係、会計係、医事係

」に改める。

第13条の表診断部の項中

「

栄養給食科

」を「

栄養管理科	栄養管理係
-------	-------

」に改め、同表事務部の

項中「

医事相談課	医事係、医学資料係
栄養給食課	栄養給食係

」を

「

医事相談課	医事係、医学資料係
-------	-----------

」に改める。

第16条の表診療部の項中「

臨床検査室

」を

「

臨床検査室	
栄養管理室	栄養管理係

」に改め、同表事務部の項中

「

医事相談課	医事係、医学資料係
栄養給食課	栄養給食係

」を

「

医事相談課	医事係、医学資料係
-------	-----------

」に改める。

第17条第1項の表中「

副薬局長	中央病院、新庄病院及び河北病院の薬剤部	薬局長を補佐し、薬剤部の事務を整理する。
------	---------------------	----------------------

」を

「

副薬局長	中央病院、新庄病院及び河北病院の薬剤部	薬局長を補佐し、薬剤部の事務を整理する。
課長補佐	課	課長を補佐し、課の事務を整理する。

」に改め、同条第4項の表中

「

あん摩マッサージ指圧師	上司の命を受けてあん摩、マッサージ及び指圧に関する業務に従事する。
-------------	-----------------------------------

」を

「

あん摩マッサージ指圧師	上司の命を受けてあん摩、マッサージ及び指圧に関する業務に従事する。
主任臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務を処理する。

」に、

「

精神保健福祉士	上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。
専門研究員	上司の命を受けて試験研究業務を処理する。

」を

「

精神保健福祉士	上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。
---------	------------------------

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務委任規程（平成15年3月県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中

看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師
-----	------------------------------

を

看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師
薬剤専門員	がん・生活習慣病センター薬剤専門員

に改め、同表がん・生活習

慣病センターの項中

診断部栄養給食科長	中央病院第二診療部栄養給食室長
-----------	-----------------

を

診断部栄養管理科長	中央病院第二診療部栄養管理室長
-----------	-----------------

に、

事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長
事務部栄養給食課長	中央病院事務部栄養給食課長
事務部栄養給食課栄養給食係長	中央病院事務部栄養給食課栄養給食係長

を

事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長
----------------	--------------------

に、

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及び救命救急センター臨床検査技師
--------	----------------------------

を

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及び救命救急センター臨床検査技師
主任臨床工学技士	中央病院主任臨床工学技士

に、

栄養給食主査	中央病院栄養給食主査
--------	------------

を

栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
栄養管理係長	中央病院栄養管理係長
主任栄養士	中央病院主任栄養士

に改め、同表救命救急セン

ターの項中 「診療部臨床検査室長 中央病院中央検査部長」 を

診療部臨床検査室長	中央病院中央検査部長
診療部栄養管理室長	中央病院第二診療部栄養管理室長

に、

事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長
事務部栄養給食課長	中央病院事務部栄養給食課長
事務部栄養給食課栄養給食係長	中央病院事務部栄養給食課栄養給食係長

を

事務部医事相談課医学資料係長	中央病院事務部医事相談課医学資料係長
----------------	--------------------

に、

薬剤専門員	中央病院薬剤専門員
-------	-----------

を

薬剤専門員	中央病院薬剤専門員及びがん・生活習慣病センター薬剤専門員
-------	------------------------------

に、

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及びがん・生活習慣病センター臨床検査技師
--------	--------------------------------

を

臨床検査技師	中央病院臨床検査技師及びがん・生活習慣病センター臨床検査技師
主任臨床工学技士	中央病院主任臨床工学技士

に、

栄養給食主査	中央病院栄養給食主査
--------	------------

を

栄養管理主査	中央病院栄養管理主査
栄養管理係長	中央病院栄養管理係長
主任栄養士	中央病院主任栄養士

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1財務の項中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第3中

技師に関するもの	技師長		
栄養給食課に関するもの	栄養給食課長		

を

技師に関するもの	技師長		
----------	-----	--	--

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。